

第 1 3 号議案

足立区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する等の条例
上記の議案を提出する。

平成 1 9 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する等の条例
(足立区特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第 1 条 足立区特別職報酬等審議会条例(昭和 3 9 年足立区条例第 4 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「助役」を「副区長」に改める。

第 2 条 足立区特別職報酬等審議会条例の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、収入役」を削る。

(足立区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 3 条 足立区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 3 1 年足立区条例第 1 2 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項中「助役相当額」を「副区長相当額」に改める。

(足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 4 条 足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 3 1 年足立区条例第 1 6 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「助役相当額」を「副区長相当額」に改める。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

第 5 条 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和 3 9 年足立区条例第 1 7 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「収入役相当額」を「副区長相当額」に改める。

(選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 6 条 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和 3 4 年足立区条例第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「収入役相当額」を「副区長相当額」に改める。

(足立区長等の給料等に関する条例の一部改正)

第 7 条 足立区長等の給料等に関する条例 (昭和 3 1 年足立区条例第 1 3 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「助役」を「副区長」に改める。

別表中「助役」を「副区長」に改める。

第 8 条 足立区長等の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、収入役」を削る。

別表中

「

収入役	区長の給料月額に 0 . 6 9 1 を乗じて得た額
常勤の監査委員	区長の給料月額に 0 . 5 7 3 を乗じて得た額

を

」

「

常勤の監査委員	区長の給料月額に 0 . 5 7 3 を乗じて得た額
---------	----------------------------

に

」

改める。

(足立区長等の退職手当に関する条例の一部改正)

第 9 条 足立区長等の退職手当に関する条例 (昭和 3 4 年足立区条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 3 条の表中「助役」を「副区長」に改める。

第 1 0 条 足立区長等の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、収入役」を削る。

第 3 条の表収入役の項を削る。

(足立区特別区税条例の一部改正)

第 1 1 条 足立区特別区税条例 (昭和 3 9 年足立区条例第 5 9 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「区吏員」を「区職員」に改める。

(足立区副収入役設置条例の廃止)

第 1 2 条 足立区副収入役設置条例 (昭和 4 0 年足立区条例第 1 7 号) は、廃止する。

付 則

この条例は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 8 条及び第 1 0 条の規定は、同年 7 月 1 3 日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。